

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年1月21日)

[件名]

- 平成21年中の警察署協議会について 1
(警務部総務課)
- 「110番の日」における広報啓発活動の実施について 2
(生活安全部通信指令課)
- 鳥取県の行政事務からの暴力団排除について 3
(刑事部組織犯罪対策課)
- 境港におけるテロ対策合同訓練の実施について 4
(警備部警備第一課)

警 察 本 部

平成21年中の警察署協議会について

平成22年1月21日
警察本部
(警務部総務課)

1 警察署協議会設置の経緯

平成12年の警察改革の一環として、同年7月の警察法改正により、警察署に警察署協議会を置くものとされ(警察法第53条の2第1項)、同13年6月、警察署協議会制度が発足した。

警察署協議会は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関である。(警察法第53条の2第2項)

2 警察署協議会委員の構成(平成21年12月31日現在)

- ・ 男女別：男性42人(56.8%) 女性32人(43.2%) 計74人
- ・ 平均年齢：56.3歳

単位：人／()内は女性の内数

	定数 74	年齢構成				
		30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
鳥取警察署協議会	17(9)	1(1)	5(2)	4(3)	6(2)	1(1)
郡家警察署協議会	5(2)			3(2)	2	
智頭警察署協議会	5(2)		3(2)	1	1	
浜村警察署協議会	4(1)	1		1(1)	2	
倉吉警察署協議会	11(5)		2(1)	6(3)	2(1)	1
八橋警察署協議会	6(3)	1		1(1)	4(2)	
米子警察署協議会	12(5)		1(1)	6(3)	3	2(1)
境港警察署協議会	6(2)	1(1)	1(1)	2	2	
黒坂警察署協議会	8(3)			2(1)	3(1)	3(1)

3 意見・要望を警察業務に反映した主な事例(平成21年中)

○ 信号機の運用の見直し

夜間の点滅信号機の信号無視が原因による交通事故が発生していた交差点について、委員から「信号機の点滅を見直してはどうか。」と提言され、同信号機を終日定周期とし、交通事故防止を図った。

○ 似顔絵講習会の開催

子供の安全対策の一環として、委員から「夏休みの公民館行事において、警察官を講師とした似顔絵講習会を開催してもらいたい。」と要望され、警察本部鑑識課員による同講習会を開催した。

○ 規制標識の増設

街路樹により視認しにくい規制標識について、委員から「案内標識等を設置してはどうか。」と提言され、現地の状況を踏まえて規制標識を増設した。

○ 声かけ事案情報の通報要請

声かけ事案情報について、委員から「不審者の情報は、学校側から警察に連絡されているのか。子供に詳しく教えてもらえないものか。」との意見があり、学校内でとどめ警察に通報されていない情報があることが明らかになったことから、管内の小・中・高校に対しすべての情報の通報を改めて要請し、各学校長から同意が得られた。

4 今後の取組

警察署長による業務説明や委員による視察活動等を継続して実施することにより、委員の警察業務に対する理解と協力を求めるとともに、委員による意見・要望に誠実に対応し、警察署の業務運営の改善に努めていくこととする。

「110番の日」における広報啓発活動について

平成22年1月21日
警察本部
(生活安全部通信指令課)

1 「110番の日」の趣旨

- 毎年1月10日を「110番の日」と定め、全国一斉に110番通報の適切な利用を呼び掛ける広報啓発活動を実施
- 全国統一標語 「いち早く！いそがず慌てず！れい静に！」

(110番受理状況)

区分 年	総受理件数		非措置事案件数				合計
	件数	1日平均	いらざら	無応答	誤接	通話試験	
H21年	41,462	113.6	4,040	1,548	1,814	2,520	9,922
H20年	39,388	107.6	2,244	2,099	1,667	2,148	8,158
増減	+2,074	+6	+1,796	-551	+147	+372	+1,764

2 実施日時・場所・参加者

- (1) 1月10日（日）午前10時00分から午前11時30分までの間
- (2) 鳥取県警察本部（大会議室・通信指令課）
- (3) 鳥取市内在住児童（小学校2～3年生）及び保護者の参加を得て実施

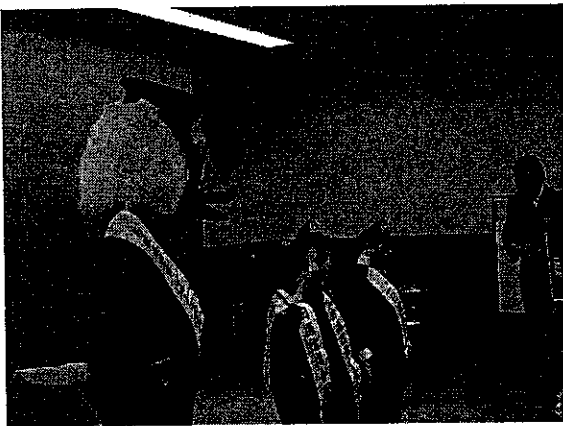
3 実施内容

- (1) 「一日通信指令長」の委嘱
- (2) 110番通報制度等の説明
- (3) 110番通報と受理の模擬体験
- (4) 「いたずら110番防止」広報
- (5) 広報用チラシの配布、県広告塔・ケーブルテレビ等による広報

4 反響等

参加した児童、保護者から、「110番は緊急通報電話」であること、「適切な110番の通話方法」について、理解を示す反響が得られた。

- 「110番が上手に受理できるかドキドキしたが、楽しかった。」
- 「いたずら110番は、困っている人の迷惑になるので、絶対やめよう。」
- 「110番する時、どんな内容の通報をすればいいか、よく分かった。」



(「一日通信指令長」の委嘱状況)



(模擬110番受理状況)

鳥取県の行政事務からの暴力団排除について

平成22年1月21日

警察本部

(刑事部組織犯罪対策課)

1 目的

鳥取県警察本部と鳥取県は、従来、県営住宅、建設業、指定管理者の事務から暴力団を排除するため、協定書等を締結している。

このたび、県の暴力団排除対策を更に徹底するため、排除対象をすべての行政事務に拡大し、警察本部と知事部局を始めとする各種委員会等（教育委員会、病院事業管理者等）との間で、「行政事務からの暴力団の排除に関する合意書」を締結しようとするもの。

2 合意書の概要

(1) 暴力団を排除する行政事務

- 建設工事等の請負、物品等の売買、業務の委託等に係る契約
- 財産及び金銭の貸付けに係る契約
- 補助金等の交付
- 公の施設に係る指定管理者の指定
- 公の施設の利用許可及び公有財産の使用許可
- その他申請等に対し県が行う相手方の利益になる可能性のある処分等

(2) 排除措置の対象

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員
- 暴力団、暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 情報提供・排除の実施等

○ 情報提供

- ・ 県は、警察本部に対して行政事務の相手方となり、又はなる可能性のある者が暴力団等に該当するか否か照会することができる。
- ・ 警察本部は、県からの照会に対し、暴力団等に該当するか否かを回答する。

○ 排除措置

- ・ 県は、暴力団等に該当する業者に対して、入札参加資格を付与しない、補助金を交付しない、契約解除等、行政事務の相手方としないための排除措置を行う。
- ・ 具体的な排除措置については、別途定める排除要綱に基づき県が行う。

○ 相互連携

- ・ 警察本部及び県は、相互に連携の強化に努めるものとする。
- ・ 排除措置を執るに際し、排除措置対象者等からの妨害、いやがらせ、不服申立て等があったときは、県は警察本部に支援・協力を依頼することができる。
- ・ 警察本部は、県に対し必要な支援・協力をを行うものとする。

境港におけるテロ対策合同訓練の実施について

平成22年1月21日
警察本部
(警備部警備第一課)

1 水際対策強化の必要性

平成21年12月26日、米ノースウエスト航空機の爆破テロ未遂事件が発生。同月28日、アルカーイダ系の国際テロ組織がこの犯行を認める声明を発出。また、日本もテロの標的とされているなど、国内でテロが発生する可能性は否定できない。

なお、本年6月に札幌市内における貿易担当大臣会合の開催を皮切りとして、11月に横浜市内でAPEC首脳会議等が開催されることから、テロリストの入国を防ぐため、国際海空港において、警察等をはじめとした関係機関が、出入国審査、輸出入貨物検査等の水際対策を推進中

2 境港におけるテロ対策合同訓練

(1) 目的

境港港湾危機管理コアメンバーが連携し、テロリストの入国防止等、港湾における水際対策の強化を図る

(2) 訓練日、場所

平成21年12月11日 境港外港昭和北2号岸壁

(3) 主催

鳥取県警察本部、島根県警察本部、海保、入管、税関等

(4) 訓練参加者

境港港湾危機管理コアメンバー等 13機関

(5) 訓練項目

○ 情報伝達訓練

境港港湾危機管理担当官(境海上保安部長)が、コアメンバーに対し、テロリスト乗船容疑情報を伝達し、緊急参集。(警察本部警備部警備第一課長は危機管理副担当官)

○ 実動訓練

- ・ 参集したコアメンバーによる対処方針の確認
- ・ DBS国際定期貨客船付近の海上警戒
- ・ 出入国審査、手荷物検査
- ・ 不審物(有毒化学剤等)の処理
- ・ 船内検索、テロリストの捕捉・制圧訓練

(境港におけるテロ対策合同訓練実施状況)

